

## 議案-別紙

北海道シニア吹奏楽団規約細則の一部を、以下のとおり改定します。

北海道シニア吹奏楽団規約細則（平成5年6月29日制定、平成27年5月17日改定）（以下、現細則という）の「14.規約第10条（財務）関連（見学者等の費用負担）」の次に、新たな「15.規約第10条（財務）関連（積立金）」を挿入する。

上記の挿入に伴い、現細則の15項以下の項目を、順次繰り下げる。

挿入する新たな「15.規約第10条（財務）関連（積立金）」は、別紙（規約細則の改定案）のとおりである。

以上

現細則	改定案	備考									
なし	<p>15.規約第10条 (財務) 関連 (積立金)            あらかじめ予測される団の記念行事等の実施並びに災害又はそれに準ずる事故等の発生による定期演奏会の中止などの不測の事態に対処するため、剰余金の範囲内で、以下により積立金を積み立てるものとする。</p> <p>ア 積立金の種類            ①記念行事積立金            ②事業活動積立金</p> <p>イ 積立方法並びに時期等</p> <table border="1" data-bbox="671 562 979 1285"> <thead> <tr> <th>積立金の種類</th> <th>積立限度額</th> <th>積立の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記念行事積立金</td> <td>記念行事開催時に必要と見込んだ諸経費相当額</td> <td>開催時までの期間の年数で除した金額を毎年度末で計上し、積み上げる。(差額補充法)</td> </tr> <tr> <td>事業活動積立金</td> <td>過去2回の定期演奏会に要した費用総額の平均×1.5</td> <td>左記限度額に達する額を毎年度末で計上する(1万円未満切り捨て)。(洗替法)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 積立の優先順位及び金額の決定            剰余金に不足が生じ、ア、イに定める積立金の総額が確保できない場合は、記念行事積立金を優先して積み立てるものとする。            なお、具体的な積立金額については、事前に運営委員会において承認されたあと、年度決算として総会の承認を得なければならぬ。</p>	積立金の種類	積立限度額	積立の方法	記念行事積立金	記念行事開催時に必要と見込んだ諸経費相当額	開催時までの期間の年数で除した金額を毎年度末で計上し、積み上げる。(差額補充法)	事業活動積立金	過去2回の定期演奏会に要した費用総額の平均×1.5	左記限度額に達する額を毎年度末で計上する(1万円未満切り捨て)。(洗替法)	<p>年度末決算期における積立金について、明確にする。</p> <p>記念行事積立金は、必要な経費を年々積み上げていく、貯蓄のよゆうなもので、いわゆる差額補充法。            一方の事業活動積立金は、毎年度、その都度計算された金額に積立金全部を入れ替える、いわゆる洗替法。(企業の貸倒引当金と同じ方法)            事業活動積立金の乗数(1.5)は、例えば、定期演奏会に要した費用以外の練習会場の確保など、関連する費用の一部も見込む。</p>
積立金の種類	積立限度額	積立の方法									
記念行事積立金	記念行事開催時に必要と見込んだ諸経費相当額	開催時までの期間の年数で除した金額を毎年度末で計上し、積み上げる。(差額補充法)									
事業活動積立金	過去2回の定期演奏会に要した費用総額の平均×1.5	左記限度額に達する額を毎年度末で計上する(1万円未満切り捨て)。(洗替法)									